

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和8(2026)年1月7日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「年末年始は比較的穏やかであったと思うが、大晦日に岩手県沖で発生した震度4の地震に続き、昨日は日本海側の島根県東部でも震度4の地震が発生しているほか、ニュースを見ると、不安をかき立てられるような国内外の事案が連日報じられており、元旦も、東京都内で3歳の男児がベランダから転落し亡くなった事故に胸を痛めたところである。各部とも新しい目標に向かってスタートを切っていると思うが、昨年の成果や反省を糧に、県民の安全安心な生活につながる良い結果が出せるよう頑張っていたきたい。特にも、1月から3月は大切な時期だと思うので、気を引き締めて業務に当たり、良い形で新年度にバトンを渡すようお願いしたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和7年県議会12月定例会の開催状況について

警察本部から、「会期は11月27日から12月10日までの14日間であり、警察本部関係の議案、報告計3件は12月10日の本会議において原案どおり可決された。12月3日から3日間行われた一般質問及び議案に対する質疑では、一般質問において、いわて県民クラブ・無所属の会の工藤剛議員（八幡平選挙区、1期目）から、警察官によるツキノワグマの捕獲について、希望いわての小西和子議員（盛岡選挙区、5期目）から、警察における未成年者の性被害防止対策について、希望いわての名須川晋議員（花巻選挙区、4期目）から、選挙戦等におけるSNSを活用した誹謗中傷等に対する県警察の対応について質疑がなされ、いずれも警察本部長が答弁した。一般質問最終日の後に行われた『議案に対する質疑』における警察本部への質疑はなかった。

12月8日の総務委員会では議案2件が審査され、警察本部に対する質疑等はなく原案どおり可とされた。引き続き行われた『この際報告』では、NHK放送受信契約に係る未契約事案について、知事部局、議会事務局に続いて警察本部から警務部長が報告を行ったが、これに対する質疑等は無かった。『この際質問』では、いわて新政会の工藤大輔委員（久慈選挙区、7期目）から、『生活圏内への熊出没に係る対策について』の項目のうち、

警察本部に対し、これまでの出動状況と出動に至らなかった件数について質問がなされ、警務部長及び生活安全企画課長が答弁した。」旨の報告があった。

○ 警察庁による監察の受監結果について

警察本部から、「警察庁による監察は、昨年10月16日に警察本部各業務主管課、翌17日に盛岡西警察署、花巻警察署において行われた。監察実施項目及び対象業務は、項目『適正な組織運営に向けた取組状況』が、組織管理業務、情報管理業務、地域部門及び警備部門の業務管理について、項目『受傷することなく犯人等を制圧検挙するための総合対処技能向上に向けた取組状況』が、術科教養業務についてであった。結果は、創意工夫を凝らした取組・他の都道府県警察に対しても推奨できる取組について、①既存の飲酒ルールに加え、職員等の酒癖に応じ、自ら適正な飲酒の在り方について考え実践させる『飲酒マイルール制度』を制定し、自律・自制のある飲酒を習慣付け、飲酒に起因する非違事案防止に取り組んでいる点、②沿岸部及び県南地域における刑事事案を支援するため、刑事部内にバックアップチームを設置し、同地域に常駐させ能動的な捜査活動支援が行われている点、③駐在所における拳銃等の装備品の保管について、駐在所員が月に一度、警察署において駐在所備付け簿冊の点検を署長から受けるとともに、警察署幹部が巡視時に保管庫の施錠や鍵の管理状況を目視で点検している点、④警備部において業務の合理化・効率化が図られ、専務員に対する実戦的な講習等が行われている点が評価され、指摘事項はなかった。また、指導事項として、①岩手県警察のセキュリティポリシーに関する通達の改正に時間を要した点、②捜査管理システム内の規程が一部改正されていないこと及びアクセス権の付与基準を策定する必要があるとされた点、③全職員が利用する共有フォルダの運用管理に必要な事項を規程として定める必要があるとされた点、④総合対処訓練について、安全管理を徹底するため、複数の指導者による訓練指導体制を確保する必要がある点について指導を受けている。指導事項については各業務主管課において改善を図ることとしているほか、今回の監察結果を各所属に通知するとともに、今後も関係所属と連携を図りながら、適正な業務管理と非違事案防止に向けた取組を継続していく。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「指導事項はいずれも重要な点だと思うので、適切に対処し改善を図っていただきたい。」

【交通部議題】

○ 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部改正（自動車保管場所証明申請手数料の改定）について

警察本部から、「今回の改正は、自動車保管場所証明、いわゆる車庫証明の申請手数料について、現行額が2,200円であるところ、現状を踏まえた申請1件当たりの所要経費算定額が窓口申請で2,560円、OSS（ワンストップサービス（電子））申請で2,534円であることから、手数料の金額を350円引き上げ2,550円に改訂しようとするものである。改定理由は、物価・人件費の変動により手続に要する費用が増大したためであり、仮に現行の手数料額を据え置いた場合、不足分の費用を車庫証明手続とは無関係の税金で負担することとなるため、受益者負担の公平性確保の観点からも増額改定は必要と認められる。手数料額は、事務処理に当たる職員の人件費、保管場所の現地調査に係る経費、製本費、手続やデータ管理に要する機器整備と維持に関する費用等の総額を申請件数で割り、1件当たりの金額を算定したものとなる。本件については、北海道・東北各県も増額改定を完了又は検討中の状況となっている。本日決裁をいただければ、2月に開催される県議会に議案を提出し、承認を得て令和8年4月1日から施行することとしたい。」旨の説明があり、決裁した。

■個別会議

○ 監察課

監察課業務報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 総務課

公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁

県下警察署長会議における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

教育委員会との意見交換会の開催についての説明、決裁